

# 児童手当を受給されている皆さまへ 6月分以降の児童手当などを受けるには 現況届が必要です！

「現況届」は毎年6月1日の受給者の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監護状況や生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。受給者の皆さまには6月上旬に「現況届」を発送しますので6月30日（金）までに住民福祉課に提出をお願いします。

「現況届」の提出がない場合には6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## ■対象

平成29年5月以前から児童手当を受けている人

### 【現況届に必要な添付書類】

- 全ての受給者……………①請求者の健康保険証の写し ②課税情報の確認に係る同意書
- 平成29年1月1日現在で本村に住民登録がなかった人  
……………請求者および配偶者の前住所地からの児童手当用所得証明書（平成29年度分）
- 単身赴任などで児童と別居している人  
……………児童の住所地の住民票謄本と別居監護申立書（住民福祉課に用意しています。）

## ■所得制限について

児童手当には所得制限があります。父母などの所得が下の表中の所得制限額以上の場合、児童手当に代わり法律に基づく特例給付（支給対象の児童1人あたり月額5,000円）の支給になります。所得制限導入により、所得の状況によって支給額が異なることになるため、父母などそれぞれの所得を確認します。

所得確認の結果、所得の低い方が受給者となっていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。

### 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額（万円） | 収入額の目安（万円） |
|---------|-------------|------------|
| 0人      | 622.0       | 833.3      |
| 1人      | 660.0       | 875.6      |
| 2人      | 698.0       | 917.8      |
| 3人      | 736.0       | 960.0      |
| 4人      | 774.0       | 1002.1     |
| 5人      | 812.0       | 1042.1     |

※「収入額の目安」は収入が給与収入のみの方を想定した計算での目安の表記です。

（注）

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額（所得額ベース）は、上記の額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。